

福岡県公報

令和六年四月二十六日
第四百九十一号
増刊
①

目次

告示(第二百六十八号)

○福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約を廃止する規約

(教育庁特別支援教育課) ……………一

告示

福岡県告示第二百六十八号

福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約を廃止したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和六年四月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約を廃止する規約

福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約(昭和五十四年二月二十一日議決)は、廃止する。

附則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。